

令和6年9月2日  
地 域 行 政 部  
住民記録・戸籍課

## 世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に基づき行われた住民基本台帳事務処理要領の改正に伴い、同事務処理要領に基づく世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正するため、令和6年区議会第三回定例会に提案する。

### 2 改正内容（第7条第2項第1号）

改正前)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるとき

改正後)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、更なる暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるとき

### 3 目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律および住民基本台帳事務処理要領の記載に合わせる。

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行予定日

公布の日から施行する。

## 世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例 平成15年6月24日条例第41号</p> <p>改正</p> <p>平成18年10月24日条例第70号 平成20年6月24日条例第37号 平成24年12月10日条例第61号 平成25年12月10日条例第52号 平成27年10月2日条例第32号 令和元年10月1日条例第23号 <b>令和 年 月 日条例第 号</b></p> <p>世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳に関する事務において、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）及び世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）に定めるもののほか、住民基本台帳に関する事務の適正な管理について必要な事項を定めることにより、個人情報保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>○世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例 平成15年6月24日条例第41号</p> <p>改正</p> <p>平成18年10月24日条例第70号 平成20年6月24日条例第37号 平成24年12月10日条例第61号 平成25年12月10日条例第52号 平成27年10月2日条例第32号 令和元年10月1日条例第23号</p> <p>世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳に関する事務において、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）及び世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）に定めるもののほか、住民基本台帳に関する事務の適正な管理について必要な事項を定めることにより、個人情報保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 請求等 法第11条第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出、法第12条第1項又は第12条の2第1項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の請求、法第12条の3第1項又は第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の申出、法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付の請求、法第15条の4第1項又は第2項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の請求、同条第3項又は第4項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の申出、法第20条第1項又は第2項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求、同条第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出、法第21条の3第1項又は第2項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求及び同条第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の申出をいう。</p> <p>(2) 届出 法第22条第1項の規定による転入の届出、法第23条の規定による転居の届出、法第24条の規定による転出の届出、法第24条の2第1項及び第2項の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出並びに法第25条の規定による世帯等の変更の届出をいう。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 住民基本台帳に関する事務に従事する職員は、請求等及び届出を処理するに当たり、個人情報の保護に留意し、不当な目的によ</p>	<p>(1) 請求等 法第11条第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出、法第12条第1項又は第12条の2第1項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の請求、法第12条の3第1項又は第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の申出、法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付の請求、法第15条の4第1項又は第2項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の請求、同条第3項又は第4項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の申出、法第20条第1項又は第2項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求、同条第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出、法第21条の3第1項又は第2項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求及び同条第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の申出をいう。</p> <p>(2) 届出 法第22条第1項の規定による転入の届出、法第23条の規定による転居の届出、法第24条の規定による転出の届出、法第24条の2第1項及び第2項の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出並びに法第25条の規定による世帯等の変更の届出をいう。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 住民基本台帳に関する事務に従事する職員は、請求等及び届出を処理するに当たり、個人情報の保護に留意し、不当な目的によ</p>

改正後	改正前
<p>る請求等及び虚偽の届出の防止に努めなければならない。 (略)</p> <p>(請求等及び届出の拒否)</p> <p>第7条 区長は、法第11条、第11条の2又は第12条第6項(法第12条の4第6項、第15条の4第5項、第20条第5項及び第21条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用に当たっては、区の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票(以下「住民票等」という。)に記載されている者の基本的人権の尊重に留意しなければならない。</p> <p>2 区長は、区の住民票等に記載されている者本人からの申出があり、当該本人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことができる。</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、更なる暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるとき。</p> <p>(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条第1項に規定するストーカー行為等の相手方であって、更に反復してストーカー行為等をされるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童であって、再び児童虐待を受けるおそれがあるとき、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるものに準ずるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことが必要であると認める事情のあるとき。</p>	<p>る請求等及び虚偽の届出の防止に努めなければならない。 (略)</p> <p>(請求等及び届出の拒否)</p> <p>第7条 区長は、法第11条、第11条の2又は第12条第6項(法第12条の4第6項、第15条の4第5項、第20条第5項及び第21条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用に当たっては、区の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票(以下「住民票等」という。)に記載されている者の基本的人権の尊重に留意しなければならない。</p> <p>2 区長は、区の住民票等に記載されている者本人からの申出があり、当該本人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことができる。</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるとき。</p> <p>(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条第1項に規定するストーカー行為等の相手方であって、更に反復してストーカー行為等をされるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童であって、再び児童虐待を受けるおそれがあるとき、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるものに準ずるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことが必要であると認める事情のあるとき。</p>

改正後	改正前
(略)	(略)
<p>附 則 この条例は、平成15年7月15日から施行する。ただし、第2条第1号（法第12条の2第1項の規定による住民票の写しの交付の請求に係る部分に限る。）及び第2号（法第24条の2第1項及び第2項の規定による住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出に係る部分に限る。）、第5条第1項第1号並びに第7条第1項（法第12条の2第6項において準用する場合に係る部分に限る。）の規定は、同年8月25日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、平成15年7月15日から施行する。ただし、第2条第1号（法第12条の2第1項の規定による住民票の写しの交付の請求に係る部分に限る。）及び第2号（法第24条の2第1項及び第2項の規定による住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出に係る部分に限る。）、第5条第1項第1号並びに第7条第1項（法第12条の2第6項において準用する場合に係る部分に限る。）の規定は、同年8月25日から施行する。</p>
<p>附 則（平成18年10月24日条例第70号） この条例は、平成18年11月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成18年10月24日条例第70号） この条例は、平成18年11月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成20年6月24日条例第37号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成20年6月24日条例第37号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成24年12月10日条例第61号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年12月10日条例第61号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成25年12月10日条例第52号） この条例は、平成26年1月3日から施行する。</p>	<p>附 則（平成25年12月10日条例第52号） この条例は、平成26年1月3日から施行する。</p>
<p>附 則（平成27年10月2日条例第32号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成27年10月2日条例第32号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその</p>	<p>2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその</p>

改正後	改正前
<p>効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第 7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時 までの間は、当該個人番号カードとみなして、第2条及び第5条の 規定を適用する。</p> <p>附 則（令和元年10月1日条例第23号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第 7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時 までの間は、当該個人番号カードとみなして、第2条及び第5条の 規定を適用する。</p> <p>附 則（令和元年10月1日条例第23号） この条例は、公布の日から施行する。</p>